

## 一気合格を現実のものとするオリジナルテキスト。

## ■ 目次 ■

特許法編	
第1章	特許要件及び特許出願 (29条~40条) .....
第2章	手続の補正・却下 (17条~18条の2) .....
第3章	優先権・分割・変更等 (41条~46条の2) .....
第4章	審査 (47条~63条) .....
第5章	出願公開 (64条~65条) .....
第6章	特許権の設定の登録・存続期間 (66条~67条の8) .....
第7章	特許権・実施権 (68条~99条) .....
第8章	権利侵害 (100条~106条) .....
第9章	特許異議の申立て (113条~120条の8) .....
第10章	審判 (121条~170条) .....
第11章	再審 (171条~177条) .....
第12章	訴訟 (178条~184条の2) .....
第13章	特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 (184条の3~184条の20) .....
第14章	総則 (1条~16条、19条~28条) .....
第15章	特許料 (107条~112条の3) .....
第16章	雑則 (185条~195条の4) .....
第17章	罰則 (196条~204条) .....

◇ 本テキストの章立てについて ◇

特許法編の章立てでは、条文の章立てではなく、本テキストオリジナルの章立てあります。

無断複製・譲布を禁じます

LEC東京リーガルマインド

画像はサンプルです。



理解系から暗記系へ! こだわりの配列で一気合格を現実にするテキスト構成!

## 第1章 特許要件及び特許出願

## 特許の要件 (29条)

第29条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明
- 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすことができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

## ① 関連条文

30条

## ② 確認事項

## 1. 産業上利用可能性 (29条1項柱書)

(1) 産業上利用することができる発明  
→ 学術的、実験的にのみ利用することができる発明等は排除することを意味 (青本29条)

## 2. 利用 → 実施 (2条3項) を意味

## 3. 産業上利用することができない発明の類型

(1) 人間を手術、治療又は診断する方法の発明 (特実審査基準第III部第1章3.1.1参照)  
→ 人体に対して外科的処置を施す方法や、病気の軽減及び抑制のために、患者に投薬、物理療法等の手段を施す方法等が該当する。

## ■ ポイント ■

医療機器、医薬自体は、物であり、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しない (特実審査基準第III部第1章3.2.1(i))。

(2) 業として利用できない発明 (特実審査基準第III部第1章3.1.2参照)  
→ 喫煙方法のような個人的にのみ利用される発明や、学術的、実験的にのみ利用される発明が該当する。

## ■ ポイント ■

「髪にウエイプをかける方法」のように、個人的に利用され得るものであっても、営業の可能性があるものは、「個人的にのみ利用される発明」に該当しない。また、学校において使用される「理科の実験セット」のように、実際に利用されるものであっても、市販又は営業の可能性があるものは、「学術的、実験的にのみ利用される発明」に該当しない (特実審査基準第III部第1章3.2.2)。

無断複製・譲布を禁じます

LEC東京リーガルマインド 弁理士

画像はサンプルです。

1

2

3

## 学習経験者ならではの学習順

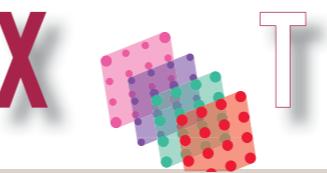
テキストは単なる条文番号順ではなく、まずは論文試験に関連の深い特許要件や中間処理等の「理解系」条文から学習し、総則や罰則等の短答「暗記系」条文を最後の方で学習できるような構成となっています。この学習経験者ならではの学習順で、一気合格が現実のものとなるはずです。

## 関連する条文を掲載

関連する条文を掲載しています。これによって、論文との並行学習を助け、効率的な学習を可能にしています。さらに、青本や基本書などの記載も盛り込みつつ、条文の規定を丁寧に解説しています。

## 場面を想定して学べる具体例

具体例も示されていますので、場面想定もしやすくなり、多様な問われ方に対応することができるようになります。



## 短答知識完成講座

## 合格へ導く工夫が満載です!



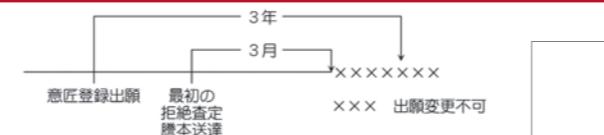
メインテキスト以外にも、豊富なサブ教材で受験生の苦手分野をきめ細かにサポート!

6

## 2. 意匠登録出願からの変更 (2項)

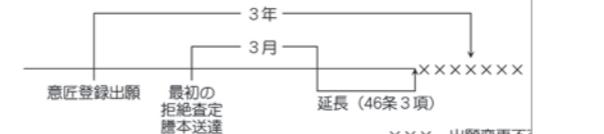
→ 以下の(1)(2)の場合は、出願の変更をすることができない (2項但書)。

- 最初の拒絶査定謄本の送達があった日から3月経過後
- 意匠登録出願の日から3年経過後



## (3) 3月の期間 (上記(1)の例外)

→ 意68条1項で準用する4条の規定により拒絶査定不服審判の請求期間 (3ヶ月) が延長されたときは、延長されたものとみなされる (46条3項)。



## (4) 3年の期間 (上記(2)の例外)

① 当該3年の期間の経過後でも、最初の拒絶査定謄本の送達があった日からであれば、出願の変更をすることができる (2項但書かっこ書き)。



## 【特許法・実用新案法】

## ■ 中間処理

1 特許出願人は、願書に添付した要約書について補正をする場合、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしてはならない。

## 1 × そのような規定はない

特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる (特17条の3)。ここで、要約書の補正については、明細書等の補正と異なり (特17条の2第3項参照)、内容的制限に関する規定はない。

したがって、特許出願人は、願書に添付した要約書について補正をする場合、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならないわけではない。

よって、本肢は誤り。

2 特許出願の出願人が、誤記の訂正を目的として、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、手続補正書を提出し、所定の手数料を納付しなければならない。

## 2 × 特17条4項、特195条1項各号参照・2項別表各号参照

手続の補正 (手数料の納付を除く。) をするには、誤記訂正書を提出する場合 (特17条の2第2項) を除き、手続補正書を提出しなければならない (特17条4項)。ここで、手続補正書を提出して補正をするときに、所定の手数料を納付しなければならない旨の規定はない (特195条1項各号参照・2項別表各号参照)。

したがって、本肢において、所定の手数料を納付しなければならないわけではない。

よって、本肢は誤り。

3 特許出願人は、審査官がした拒絶をすべき旨の査定に対して拒絶査定不服審判を請

査機関の表示した図を公表する。その他の場合には、(b)の規定が適用される場合を除くほか、要約とともに出願人の示した図を公表する。

(b) 国際調査機関は、図面中のいずれの図も要約の理解に役立たないと認めた場合には、国際事務局にその旨を通知する。この場合には、国際事務局による要約の公表には、出願人が3. 3 (a) (ii) の規定に従つて図を示している場合であつても、いかなる図も掲載しない。

## 8. 3 起草上の指針

要約は、当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べるべき必要性の有無を判断する上で科学者、技術者又は研究者に役立つよう、効率的に利用することができるよう起草する。

第十一規則  
国際出願の様式上の要件

## 11. 1 提出部数

(a) 国際出願及び照合欄に明記する各書類 (3. 3 (a) (ii)) は、(b)の規定に従うことを条件として、一通を提出する。

(b) 受理官庁は、国際出願及び照合欄に明記する各書類 (3. 3 (a) (ii)) (支払った手数料の領収書又は手数料の支払のための小切手を除く。) について、二通又は三通を提出することを要求することができる。この場合には、受理官庁は、記録原本と他の一通又は二通との同一性を確認する責任を負う。

## 11. 2 複製のための適合性

(a) 国際出願のすべての要素 (願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約) は、写真、

合格者オススメ!  
コメント

T.Uさん

当初は、「自己流の勉強法でも合格できる」と、正直、弁理士試験を甘く見ていました。しかし、実際にはなかなか結果が伴わなかったため、納富講師の教えに従うことにしました。特に、「頻出度の高いものから学習する」「理解を必要とする条文から学習する」「木を見て森を見ずにならないよう、概論→各論の順に学習する」という教えをひたすら守って勉強したところ、すぐに結果に結びつきました。講師を信じて勉強することの大切さを痛感しました。

4

5 NEW

## 視覚的に捉え、深い理解を得る

ポイントを時系列や表などを用いて解説することにより、条文の内容を視覚的に捉え、理解を深めることができます。

## 6

## 『N式枝別問題集』で知識確認

テーマごとの枝別問題でアウトプットも加えながらハイブリッドで講義を進行します。過去問ではない新作問題に触れることで、新鮮な気持ちで知識を完成させていただくことができます。

## 納富式工夫満載!

頻出のPCTは、未出の問題が出る傾向が強いため、出題が予想される規則を別冊の「ナチュラルルック等を使用しながら知識の確認を行っていきます。